

## ●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定性的な開示事項>

### 1. 自己資本調達手段の概要（第4条第2項第1号）

- イ 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は4社です。

名 称	主要な業務の内容
筑 銀 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	事 務 受 託 業
ち く ぎ ん コ ン ピ ュ ー タ サ ー ビ ス 株 式 会 社	コ ン ピ ュ ー タ 関 連 業
ウ エ ス タ ン リ ー ス 株 式 会 社	リ ー ス 業
筑 邦 信 用 保 証 株 式 会 社	保 証 業

- ハ 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等は、該当ありません。

- ニ 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は、第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

- ホ 銀行法（昭和56年法律第59号。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち、従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は該当ありません。

- ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社4社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援等は行っておりません。

### 2. 自己資本調達手段の概要（第2条第2項第1号、第4条第2項第2号）

当行における自己資本調達手段は、以下のとおりです。

自己資本調達手段  
(平成21年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式（62百万株）	完全議決権株式

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

(平成22年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式（62百万株）	完全議決権株式

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第2条第2項第2号、第4条第2項第3号）

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の指標等を採用しております。

(平成21年3月末)

- 自己資本比率  
銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では8.69%（平成20年3月末比△0.61%）、連結では9.29%（同△0.54%）となり、国内基準の4%を上回っております。
- Tier I 比率  
財務の健全性を見るうえで、特に重要であると言われているTier I 比率（中核的自己資本比率）は、単体では7.55%（平成20年3月末比△0.60%）、連結では8.14%（同△0.55%）となっております。

(平成22年3月末)

- 自己資本比率  
銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では8.81%（平成21年3月末比0.12%）、連結では9.41%（同0.12%）となり、国内基準の4%を上回っております。
- Tier I 比率  
財務の健全性を見るうえで、特に重要であると言われているTier I 比率（中核的自己資本比率）は、単体では7.62%（平成21年3月末比0.07%）、連結では8.24%（同0.10%）となっております。

#### 4. 信用リスクに関する事項（第2条第2項第3号、第4条第2項第4号）

##### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（信用リスクとは）

お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

（信用リスク管理の基本方針）

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指しております。また、「信用格付」・「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

（貸倒引当金の計上基準）

予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおりに計上しております。

- ① 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及び法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻の状態に陥っている先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。
- ② 現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額（過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づく額）を貸倒引当金として計上しております。
- ③ ①・②以外の債権については、債務者区分毎に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社においても、銀行単体と同様の方針、手続きに基づいて引当を行っております。

##### ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも、複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、以下の3社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

なお、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

連結子会社のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称については、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成20年度は59百万円（連結対象会社総資産の約0.4%）、平成21年度は79百万円（連結対象会社総資産の約0.5%）であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

#### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第4号、第4条第2項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では、自己資本比率の算出において、金融庁告示第19号第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金との相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

（方針および手続き）

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金、日本国政府または我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証および適格保証人等の要件を充たすものが主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

連結子会社の信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要について、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成20年度は59百万円（連結対象会社総資産の約0.4%）、平成21年度は79百万円（連結対象会社総資産の約0.5%）であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

「簡便手法」とは、取引相手のリスク・ウェイトを担保されている部分について担保資産のリスク・ウェイト等に置き換える手法をいいます。

#### 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第5号、第4条第2項第6号）

当行の派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引については、証券国際部で日々のポジション管理を行い、必要に応じて担当役員等へ報告しております。

なお、当行では派生商品取引にかかる保全や引当の算定は行っておりません。

また、長期決済期間取引は、該当ありません。

連結子会社の派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要については、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

#### 7. 証券化エクスポージャーに関する事項（第2条第2項第6号、第4条第2項第7号）

##### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（取引の内容）

当行は、有価証券投資の一環として証券化取引に関与しておりますが、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターおよびサービスとしての関与はありません。

連結子会社は、平成17年3月期にリース債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービスとして証券化取引に関与しておりますが、投資家としての関与はございません。

(取引に対する取組み方針)

当行および連結子会社においては、新規の証券化または再証券化の予定はありません。

当行は、当該証券投資に当たって証券化商品の仕組みを適切に評価し、当該証券化エクスポージャーの信用リスクを把握するとともに、適格格付機関より付与された格付を基に限度を設定のうえ投資を行っております。

(取引に係るリスクの内容)

有価証券投資の一環として保有する証券化商品は、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

(取引に係るリスク管理体制)

当行においての証券化取引の取組みに当たっては、当該キャッシュ・フローの把握等により時価の把握に努めるとともに、格付の動向を定期的に把握し、信用リスク動向の管理を行っております。

連結子会社においての証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

## ロ 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行および連結子会社では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

「標準的手法」とは、外部格付機関が付与する格付に応じ、監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク量を算出する手法をいいます。

## ハ 証券化取引に関する会計方針

(会計方針)

当行の投資家としての会計上の処理につきましては、金融商品会計基準にしたがって会計処理を実施しております。

連結子会社の証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

(資産売却の認識)

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である連結子会社が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

## ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、以下の5社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

連結子会社の証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称については、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成20年度は59百万円(連結対象会社総資産の約0.4%)、平成21年度は79百万円(連結対象会社総資産の約0.5%)であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

## 8. マーケット・リスクに関する事項(第2条第2項第7号、第4条第2項第8号)

当行および連結子会社では、自己資本比率の算出において、マーケット・リスク相当額に係る額を参入していないため、該当ありません。

## 9. オペレーショナル・リスクに関する事項(第2条第2項第8号、第4条第2項第9号)

### イ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク(災害リスク)、風評リスク、法務リスク、その他のオペレーショナル・リスク等の幅広いリスクと考え、各リスク管理の規程・マニュアル等を定め、リスクの適切な把握、管理を行うとともに管理手法・管理態勢の整備強化に取り組んでおります。

#### ○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が発生したり、また、お客さまとのトラブル等に起因して信用低下等が生じるリスクをいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」等を定め、事務全般に関するリスクを適正・的確に把握することにより適切なリスク管理を実施し、事務の正確性を堅持する態勢を構築しております。

#### ○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステム不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー(情報資産保護の基本方針)」等を定め、システムの安全稼働やシステムに関する情報資産の保護・安全な利用に向け、管理態勢の強化に取り組んでおります。

#### ○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」を定め、人的リスクを把握・評価・コントロールし、健全な就労状況および職場環境を維持する態勢を構築しております。

#### ○有形資産リスク(災害リスク)

有形資産リスクとは、自然災害や外部要因または役職員の過失による土地・建物・什器備品(オンライン機器を除く)等の有形資産の損傷等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「有形資産リスク管理規程」を定め、リスクの所在・規模・性質を的確に把握し、コントロール・削減等の適切な対応を行う態勢を整備しております。

## ○風評リスク

風評リスクとは、当行に対する報道、記事、噂などにより、当行の評判・信用が著しく低下し、当行の経営上重大な影響を及ぼす（顧客・利益・競争力を喪失する）又は経営危機につながる恐れのあるリスクをいいます。

当行では、「風評リスク管理規程」を定め、日頃から監視・収集すべき風評情報および担当部署を明確にし、当行の評判・信用低下の防止に努めております。

## ○法務リスク

法務リスクとは、業務の決定、執行、契約の締結等において、法律関係に不確実性、不備があることにより信用の毀損または損失を被るリスク、及びコンプライアンスの欠如や不徹底により信用の毀損または損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法務リスク管理規程」を定め、法務リスクを的確に把握・評価し、重要な事項等について外部専門家の活用によりコントロール・削減する態勢を構築しております。

## ○その他のオペレーショナル・リスク

上記以外のリスクをいいます。例えば、業務の外部委託により、委託先で発生した事故やトラブル等が原因で損失を被る外部委託リスクなど。

連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めております。

## □ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行および連結子会社の自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を掛けた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

## 10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第9号、第4条第2項第10号）

当行では、「市場リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全性・適切性を確保し、安定的な収益の確保を目指す」という市場リスクの基本方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、半期毎の運用枠を決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準は99%、保有期間は1年（240営業日）として計測し、毎月、取締役会に報告しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

連結子会社の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要については、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成20年度は59百万円（連結対象会社総資産の約0.4%）、平成21年度は79百万円（連結対象会社総資産の約0.5%）であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）とは、保有ポートフォリオが、市場の不利な変動により、一定確率のもとで、一定期間後に被る最大予想損失額をいいます。

## 11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項（第2条第2項第10号、第4条第2項第11号）

## イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（リスク管理の方針）

銀行の運用・調達手段の多様化ならびにデリバティブなどの金融技術の発展に伴い、金利変動が銀行の収益におよぼす影響はますます大きくなっております。

当行は、このような直接収益に係わる金利リスクをはじめとする市場リスクを適切にコントロールし、安定的な収益を確保することを基本方針としております。

（手続きの概要）

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、ALM（Asset Liability Management）委員会を設置し、資産・負債の総合管理態勢を整備するとともにリスク管理態勢の高度化を図っております。

毎月開催するALM委員会において、経済や金融環境の予測を行い、資産・負債の量や利回り、期間などを分析し、各種リスクへの適切な対応策を協議した取組方針を取締役会へ報告するなど、最適な資産・負債構造の構築に努めております。

連結子会社においては、金利リスクを抑制することを基本方針としており、当行の管理部署により適切に管理しております。

## □ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では預金、貸出金、有価証券等のリスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）を活用しております。具体的には、以下の基本ルールに沿って、リスク管理方法の高度化・厳正化に取り組んでおります。

○リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）などを用いたリスク分析によって計量化し、期待するリターンや当行の経営体力に見合うようコントロールする態勢の整備に取り組んでおります。

○有価証券についてはストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行と比較して僅少であるため算出しておりません。

BPV（ベース・ポイント・バリュー）とは、金利水準が1ベースポイント（1BP=0.01%）変動したときに保有ポートフォリオに生じる時価変化額をいいます。

# 単体情報

## ●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

### 自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

#### 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	平成21年3月31日	平成22年3月31日	項目	平成21年3月31日	平成22年3月31日
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	22	—
資本金	8,000	8,000	告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	5,759	5,759	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
利益準備金	2,724	2,724	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
その他利益剰余金	8,015	8,009	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他の	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
自己株式(△)	68	75	(控除項目)計(E)	22	—
自己株式申込証拠金	—	—	自己資本額(D-E)(F)	27,931	28,018
社外流出予定額(△)	155	155			
その他有価証券の評価差損(△)	—	—			
新株予約権	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	298,296	295,310
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,218	1,588
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,617	21,128
[基本的項目]計(A)	24,275	24,262	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額及び基本的項目の額に占める割合	(—%)	(—%)	合 計(G)	321,132	318,027
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,770	1,768	単体総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	12,845	12,721
一般貸倒引当金	1,909	2,051			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補完的項目不算入額(△)	—	64			
[補完的項目]計(B)	3,679	3,756			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額(△)	—	—			
[準補完的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	8.69%	8.81%
自己資本総額(A+B+C)(D)	27,954	28,018	参考:Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	7.55%	7.62%

自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額  
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成20年度	平成21年度
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	10	7
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	27	32
10. 地方3公社向け	20	61	75
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	668	765
12. 法人等向け	20~100	5,282	5,477
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,377	2,350
14. 抵当権付住宅ローン	35	580	525
15. 不動産取得等事業向け	100	1,368	1,393
16. 3月以上上延滞等	50~150	111	68
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	274	116
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
20. 出資等	100	415	342
21. 上記以外	100	711	664
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	41	41
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
合 計	—	11,931	11,860

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成20年度	平成21年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50 50	10	13
5. N I F 又は R U F	50 <75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	3	8
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100 100 100 100 100	34 7 — — —	41 5 — — —
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	— 100 —	— — —	— — —
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金関連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	— — — — — — —	0 0 — — — — —	0 0 — — — — —
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未決済取引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合 計	—	48	63

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額  
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	864	845
うち基礎的手法	864	845
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第2条第3項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）  
平成20年度

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高				3ヶ月以上延滞 エクスポージャー
	平成20年度	平成20年度	平成20年度	平成20年度	
		貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	552,926	404,393	84,989	1	3,658
国外計	25,907	—	25,802	—	287
地域別合計	578,834	404,393	110,792	1	3,945
製造業	55,675	46,302	7,470	—	502
農業	874	874	—	—	—
林業	335	335	—	—	6
漁業	83	57	—	—	—
鉱業	418	408	—	—	—
建設業	49,202	48,774	379	—	1,422
電気・ガス・熱供給・水道業	8,221	7,381	—	—	—
情報通信業	1,582	716	764	—	—
運輸業	16,501	15,738	420	—	5
卸・小売業	50,262	48,758	1,319	—	438
金融・保険業	66,257	7,823	36,271	0	287
不動産業	58,967	56,717	1,371	—	462
各種サービス業	76,735	74,965	1,343	—	528
国・地方公共団体	82,263	20,555	61,450	—	—
個人のその他	75,223	74,983	—	—	292
業種別合計	36,229	—	—	1	—
1年以下	578,834	404,393	110,792	1	3,945
1年超3年以下	153,706	116,826	18,265	1	364
3年超5年以下	58,724	31,514	27,209	—	459
5年超7年以下	50,268	40,945	9,322	—	207
7年超10年以下	41,684	32,644	9,031	—	859
10年超	91,420	62,389	29,030	—	93
期間の定めのないもの	136,061	119,623	16,419	—	860
残存期間別合計	46,968	449	1,513	—	1,100
	578,834	404,393	110,792	1	3,945

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

3. 信用リスクエクスポージャー期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー期末残高では、平成20年度が2,972百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引では、平成20年度が2,972百万円です。

4. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、平成20年度は2,454百万円です。

平成21年度

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券	デリバティブ取引	3月以上延滞 エクスポージャー
	平成21年度	平成21年度	平成21年度	平成21年度	平成21年度
国内計	567,651	405,036	101,352	13	2,622
国外計	25,023	—	24,942	—	16
地域別合計	592,675	405,036	126,295	13	2,638
製造業	53,343	44,621	7,200	—	485
農業、林業	1,023	1,022	—	—	26
漁業	62	31	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	437	403	—	—	—
建設業	50,362	49,902	395	—	179
電気・ガス・熱供給・水道業	8,227	7,282	100	—	4
情報通信業	1,244	668	498	—	—
運輸業、郵便業	19,105	18,239	539	—	28
卸売業、小売業	50,145	49,182	846	—	350
金融業、保険業	75,572	7,554	36,221	2	16
不動産業、物品賃貸業	73,799	71,824	1,374	—	527
各種サービス業	63,251	61,585	1,394	—	707
国・地方公共団体	97,795	19,823	77,723	—	—
個人	73,181	72,894	—	—	311
その他の	25,121	—	—	11	—
業種別合計	592,675	405,036	126,295	13	2,638
1年以下	167,380	125,087	13,579	13	168
1年超3年以下	60,410	28,531	31,879	—	183
3年超5年以下	55,462	36,420	19,042	—	134
5年超7年以下	38,546	30,661	7,874	—	165
7年超10年以下	98,837	67,849	30,957	—	138
10年超	137,081	115,729	21,351	—	714
期間の定めのないもの	34,956	756	1,609	—	1,134
残存期間別合計	592,675	405,036	126,295	13	2,638

(注) 1. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。  
 2. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。  
 3. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期末残高及び期中の増減額			
		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成20年度	2,223	1,909	2,223	1,909
	平成21年度	1,909	2,021	1,909	2,021
個別貸倒引当金	平成20年度	5,211	3,741	5,211	3,741
	平成21年度	3,741	2,856	3,741	2,856
特定海外債権引当勘定	平成20年度	—	—	—	—
	平成21年度	—	—	—	—
合計	平成20年度	7,434	5,650	7,434	5,650
	平成21年度	5,650	4,878	5,650	4,878

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成20年度					平成21年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	2,223	1,909	2,223	1,909	国内計	1,909	2,021	1,909	2,021
国外計	—	—	—	—	国外計	—	—	—	—
地域別合計	2,223	1,909	2,223	1,909	地域別合計	1,909	2,021	1,909	2,021
製造業	293	235	293	235	製造業	235	276	235	276
農業	4	5	4	5	農業、林業	5	4	5	4
林業	0	0	0	0	漁業	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	鉱業、採石業、砂利採取業	0	3	0	3
鉱業	0	1	0	1	建設業	308	318	308	318
建設業	252	308	252	308	電気・ガス・熱供給・水道業	20	23	20	23
電気・ガス・熱供給・水道業	18	20	18	20	情報通信業	3	3	3	3
情報通信業	2	3	2	3	運輸業、郵便業	106	110	106	110
運輸業	219	106	219	106	卸売業、小売業	335	379	335	379
卸売業	298	335	298	335	金融業、保険業	78	62	78	62
金融業	188	78	188	78	不動産業、物品賃貸業	255	288	255	288
不動産業	273	224	273	224	各種サービス業	331	296	331	296
各種サービス業	467	361	467	361	国・地方公共団体	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	個人その他	227	253	227	253
個人その他	200	227	200	227	個人その他	—	—	—	—
業種別合計	2,223	1,909	2,223	1,909	業種別合計	1,909	2,021	1,909	2,021

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成20年度					平成21年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	5,211	3,741	5,211	3,741	国内計	3,741	2,856	3,741	2,856
国外計	—	—	—	—	国外計	—	—	—	—
地域別合計	5,211	3,741	5,211	3,741	地域別合計	3,741	2,856	3,741	2,856
製造業	750	646	750	646	製造業	646	512	646	512
農業	1	—	1	—	農業、林業	88	84	88	84
林業	91	88	91	88	漁業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	建設業	846	276	846	276
建設業	1,064	846	1,064	846	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	情報通信業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	運輸業、郵便業	6	7	6	7
運輸業	—	6	—	6	卸売業、小売業	938	808	938	808
卸売業	1,232	938	1,232	938	金融業、保険業	—	—	—	—
金融業	—	—	—	—	不動産業、物品賃貸業	413	324	413	324
不動産業	607	413	607	413	各種サービス業	648	664	648	664
各種サービス業	1,277	648	1,277	648	国・地方公共団体	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	個人その他	120	142	120	142
個人その他	152	120	152	120	個人その他	32	36	32	36
個人その他	35	32	35	32	個人その他	—	—	—	—
業種別合計	5,211	3,741	5,211	3,741	業種別合計	3,741	2,856	3,741	2,856

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			貸出金償却	
	平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度
製造業	2,053	181	製造業	181	181
農業	—	4	農業、林業	4	4
林業	1	—	漁業	—	—
漁業	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
鉱業	—	—	建設業	174	174
建設業	359	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	情報通信業	—	—
情報通信業	—	—	運輸業、郵便業	12	12
運輸業	26	—	卸売業、小売業	185	185
卸売業	176	—	金融業、保険業	—	—
金融業	—	—	不動産業、物品賃貸業	38	38
不動産業	120	—	各種サービス業	342	342
各種サービス業	1,006	—	国・地方公共団体	—	—
国・地方公共団体	—	—	個人その他	22	22
個人その他	12	—	個人その他	—	—
個人その他	—	—	個人その他	—	—
業種別合計	3,757	962	業種別合計	962	962

(注) 1. 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。  
2. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	134,859	—	174,008
10%	—	75,556	—	49,350
20%	8,155	24,745	6,268	27,124
35%	—	41,444	—	37,554
50%	14,333	4,613	16,458	2,692
75%	—	76,833	—	77,705
100%	7,377	193,857	7,823	195,723
150%	271	731	—	603
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	30,137	552,642	30,550	564,762

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。  
 2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。  
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成20年度	平成21年度
現 金 及 び 自 行 預 金	11,120	10,675
適 格 債 権	—	—
適 格 債 権	—	12,107
適 格 投 資 信 託	—	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	11,120	22,782
適 格 保 証	5,930	3,440
適 格 クレジット・デリバティブ	—	—
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ 合 計	5,930	3,440

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額	1	9

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成20年度	平成21年度
派 生 商 品 取 引	1	13
外 国 為 替 関 連 取 引 お よ び 金 関 連 取 引	1	13
金 利 関 連 取 引	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引 (金 関 連 取 引 を 除 く。)	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—
合 計	1	13

(注) 原契約期間から営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額 及 び グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	1	13
担 保 に よ る 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 の 効 果 を 勘 案 す る 前 の 与 信 相 当 額	1	13
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額  
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		与信相当額	
		平成20年度	平成21年度
派	生 商 品 取 引	1	13
	外国為替関連取引および金関連取引	1	13
	金 利 関 連 取 引	—	—
	株 式 関 連 取 引	—	—
	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
	その他のコモディティ関連取引	—	—
ク	レジット・デリバティブ	—	—
合	計	1	13

(注) 原契約期間から営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第2条第3項第6号)

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)  
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)  
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて  
該当ありません。
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略  
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 与	—	—
リ ー ス 債 権	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト リ ン ク	1,241	1,109
合 計	1,241	1,109

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	411	8	130	2
100%	830	33	979	39
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除計	1,241	41	1,109	41

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第2条第3項第8号）

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	9,899	—	9,316	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,585	—	2,000	—
合計	12,484	12,484	11,317	11,317

(注) ファンドの中で運用されている株式等エクスポージャーは含まれておりません。

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	平成20年度	平成21年度
子会社・子法人等	13	13
関連法人等	—	—
合計	13	13

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
売却損益額	△617	357
償却損益額	1,589	563

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は平成20年度は1,138百万円、平成21年度は2,291百万円であります。

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第2条第3項第10号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額（アウトライヤー基準による上方金利ショック下（99%タイル値）での現在価値変動額）	△2,862	△4,429

## ●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

### 自己資本の構成に関する事項 (第4条第3項第2号)

自己資本の構成

(単位:百万円)

項目	平成21年3月31日	平成22年3月31日	項目	平成21年3月31日	平成22年3月31日
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	22	—
資本金	8,000	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本剰余金	5,759	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—	—
利益剰余金	11,000	10,990	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
自己株式(△)	68	75	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	P D / L G D 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
社外流出予定額(△)	157	157	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/0ストリップ(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—	(控除項目)計(E)	22	—
新株予約権	—	—	自己資本額(D-E)(F)	30,709	30,809
連結子法人等の少数株主持分	2,363	2,478			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	307,169	303,940
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,218	1,588
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,996	21,750
[基本的項目]計(A)	26,897	26,995	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合(—%)	—	—	合計(G)	330,384	327,279
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,770	1,768	連結総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,215	13,091
一般貸倒引当金	2,113	2,219			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補完的項目不算入額(△)	48	173			
[補完的項目]計(B)	3,835	3,813			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額(△)	—	—			
[準補完的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.29%	9.41%
自己資本総額(A+B+C)(D)	30,732	30,809	参考:Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.14%	8.24%

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額  
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成20年度	平成21年度
1. 現 金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	10	7
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	27	32
10. 地方3公社向け	20	61	75
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	668	765
12. 法人等向け	20~100	5,602	5,788
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,376	2,349
14. 抵当権付住宅ローン	35	579	525
15. 不動産取得等事業向け	100	1,367	1,393
16. 3月以上上延滞等	50~150	116	70
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	274	116
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
20. 出 資 等	100	417	344
21. 上記以外	100	741	695
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	41	41
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
合 計	—	12,286	12,206

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成20年度	平成21年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	10	13
	50	—	—
5. N I F 又 は R U F	<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	3	8
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金(保証)の保証)	100	34	41
(うち有価証券の保証)	100	7	5
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	0	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控 除 額 (△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0	0
(1)外 為 関 連 取 引	—	0	0
(2)金 利 関 連 取 引	—	—	—
(3)金 関 連 取 引	—	—	—
(4)株 式 関 連 取 引	—	—	—
(5)貴 金 属(金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
(6)そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一 括 清 算 ネ ッ テ ィ ン グ 契 約 に よ る 与 信 相 当 額 削 減 効 果 (△)	—	—	—
13. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合 計	—	48	63

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額  
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	879	870
うち 基礎的 手法	879	870
うち 粗利益配分 手法	—	—
うち 先進的 計測 手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）  
平成20年度

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高				3ヶ月以上延滞 エクスポージャー
	平成20年度	平成20年度	平成20年度	平成20年度	
国内計	561,774	400,360	84,989	1	4,513
国外計	25,907	—	25,802	—	287
地域別合計	587,681	400,360	110,792	1	4,801
製造業	55,675	46,302	7,470	—	508
農業	874	874	—	—	—
林業	335	335	—	—	6
漁業	83	57	—	—	—
鉱業	418	408	—	—	—
建設業	49,202	48,774	379	—	1,422
電気・ガス・熱供給・水道業	8,221	7,381	—	—	—
情報通信業	1,582	716	764	—	—
運輸業	16,522	15,738	420	—	5
卸・小売業	50,262	48,758	1,319	—	438
金融・保険業	66,274	7,823	36,271	0	287
不動産業	58,967	56,717	1,371	—	462
各種サービス業	72,706	70,932	1,343	—	554
国・地方公共団体	82,263	20,555	61,450	—	—
個人	75,223	74,983	—	—	592
その他の	49,068	—	—	1	522
業種別合計	587,681	400,360	110,792	1	4,801
1年以下	153,688	116,726	18,265	1	364
1年超3年以下	57,061	29,851	27,209	—	459
3年超5年以下	47,998	38,675	9,322	—	207
5年超7年以下	41,684	32,644	9,031	—	859
7年超10年以下	91,420	62,389	29,030	—	93
10年超	136,061	119,623	16,419	—	860
期間の定めのないもの	59,766	449	1,513	—	1,956
残存期間別合計	587,681	400,360	110,792	1	4,801

- (注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。  
2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。  
3. 信用リスクエクスポージャー期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー期末残高では、平成20年度が2,972百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引では、平成20年度が2,972百万円であります。  
4. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、平成20年度は2,454百万円であります。

平成21年度

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券	デリバティブ取引	3月以上延滞 エクスポージャー
	平成21年度	平成21年度	平成21年度	平成21年度	平成21年度
国内計	576,297	400,690	101,352	13	3,418
国外計	25,023	—	24,942	—	16
地域別合計	601,320	400,690	126,295	13	3,434
製造業	53,343	44,621	7,200	—	491
農業、林業	1,023	1,022	—	—	26
漁業	62	31	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	437	403	—	—	—
建設業	50,362	49,902	395	—	179
電気・ガス・熱供給・水道業	8,227	7,282	100	—	4
情報通信業	1,244	668	498	—	—
運輸業、郵便業	19,126	18,239	539	—	28
卸売業、小売業	50,145	49,182	846	—	350
金融業、保険業	75,589	7,554	36,221	2	16
不動産業、物品賃貸業	69,469	67,478	1,374	—	527
各種サービス業	63,257	61,585	1,394	—	734
国・地方公共団体	97,795	19,823	77,723	—	—
個人	73,181	72,894	—	—	311
その他	38,052	—	—	11	763
業種別合計	601,320	400,690	126,295	13	3,434
1年以下	167,062	124,696	13,579	13	200
1年超3年以下	58,860	26,981	31,879	—	183
3年超5年以下	53,477	34,435	19,042	—	134
5年超7年以下	38,126	30,241	7,874	—	165
7年超10年以下	98,837	67,849	30,957	—	138
10年超	137,081	115,729	21,351	—	714
期間の定めのないもの	47,875	756	1,609	—	1,898
残存期間別合計	601,320	400,690	126,295	13	3,434

(注) 1. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。  
 2. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。  
 3. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成20年度	2,331	2,084	2,331	2,084
	平成21年度	2,084	2,188	2,084	2,188
個別貸倒引当金	平成20年度	5,756	4,579	5,756	4,579
	平成21年度	4,579	3,660	4,579	3,660
特定海外債権引当勘定	平成20年度	—	—	—	—
	平成21年度	—	—	—	—
合計	平成20年度	8,088	6,663	8,088	6,663
	平成21年度	6,663	5,849	6,663	5,849

## (一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位: 百万円)

	平成20年度					平成21年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	2,331	2,084	2,331	2,084	国内計	2,084	2,188	2,084	2,188
国外計	—	—	—	—	国外計	—	—	—	—
地域別合計	2,331	2,084	2,331	2,084	地域別合計	2,084	2,188	2,084	2,188
製造業	293	235	293	235	製造業	235	276	235	276
農業、林業	4	5	4	5	農業、林業	5	4	5	4
林業	0	0	0	0	林業	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	漁業	0	0	0	0
鉱業	0	1	0	1	鉱業、採石業、砂利採取業	0	3	0	3
建設業	252	308	252	308	建設業	308	318	308	318
電気・ガス・熱供給・水道業	18	20	18	20	電気・ガス・熱供給・水道業	20	23	20	23
情報通信業	2	3	2	3	情報通信業	3	3	3	3
運輸業	219	106	219	106	運輸業、郵便業	106	110	106	110
卸売業・小売業	298	335	298	335	卸売業、小売業	335	379	335	379
金融・保険業	188	78	188	78	金融業、保険業	78	62	78	62
不動産業	273	224	273	224	不動産業、物品賃貸業	245	274	245	274
各種サービス業	458	350	458	350	各種サービス業	331	296	331	296
国・地方公共団体	—	—	—	—	国・地方公共団体	—	—	—	—
個人の他	285	298	285	298	個人の他	298	311	298	311
その他	32	114	32	114	その他	114	123	114	123
業種別合計	2,331	2,084	2,331	2,084	業種別合計	2,084	2,188	2,084	2,188

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。

## (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位: 百万円)

	平成20年度					平成21年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	5,756	4,579	5,756	4,579	国内計	4,579	3,660	4,579	3,660
国外計	—	—	—	—	国外計	—	—	—	—
地域別合計	5,756	4,579	5,756	4,579	地域別合計	4,579	3,660	4,579	3,660
製造業	751	647	751	647	製造業	647	513	647	513
農業、林業	1	—	1	—	農業、林業	88	84	88	84
林業	91	88	91	88	林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	1,064	846	1,064	846	建設業	846	276	846	276
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	情報通信業	—	—	—	—
運輸業	—	6	—	6	運輸業、郵便業	6	7	6	7
卸売業・小売業	1,232	938	1,232	938	卸売業、小売業	938	808	938	808
金融・保険業	—	—	—	—	金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	607	413	607	413	不動産業、物品賃貸業	413	324	413	324
各種サービス業	1,298	668	1,298	668	各種サービス業	668	685	668	685
国・地方公共団体	—	—	—	—	国・地方公共団体	—	—	—	—
個人の他	510	413	510	413	個人の他	413	397	413	397
その他	200	555	200	555	その他	555	562	555	562
業種別合計	5,756	4,579	5,756	4,579	業種別合計	4,579	3,660	4,579	3,660

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。

## ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位: 百万円)

	貸出金償却			貸出金償却	
	平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度
製造業	2,053	181	製造業	2,053	181
農業、林業	—	4	農業、林業	—	4
林業	1	—	林業	1	—
漁業	—	—	漁業	—	—
鉱業	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	359	174	建設業	359	174
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—	情報通信業	—	—
運輸業	26	12	運輸業、郵便業	26	12
卸売業・小売業	176	185	卸売業、小売業	176	185
金融・保険業	—	—	金融業、保険業	—	—
不動産業	120	38	不動産業、物品賃貸業	120	38
各種サービス業	1,006	342	各種サービス業	1,006	342
国・地方公共団体	—	—	国・地方公共団体	—	—
個人の他	13	52	個人の他	13	52
その他	0	4	その他	0	4
業種別合計	3,758	997	業種別合計	3,758	997

(注) 1. 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

2. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度から業種の表示を一部変更しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	135,698	—	174,814
10%	—	75,556	—	49,350
20%	8,155	24,756	6,268	27,135
35%	—	41,412	—	37,503
50%	14,333	4,686	16,458	2,774
75%	—	76,817	—	77,694
100%	7,377	202,623	7,823	204,311
150%	271	792	—	620
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	30,137	562,345	30,550	574,204

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。  
 2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。  
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成20年度	平成21年度
現金及び自己預金	11,120	10,675
適格債権	—	—
適格株式	—	12,107
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	11,120	22,782
適格保証	5,930	3,440
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	5,930	3,440

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
グロス再構築コストの額の合計額	1	9

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成20年度	平成21年度
派 生 商 品 取 引	1	13
外国為替関連取引および金関連取引	1	13
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1	13

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	1	13
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	1	13
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		与信相当額	
		平成20年度	平成21年度
派	生 商 品 取 引	1	13
	外国為替関連取引および金関連取引	1	13
	金 利 関 連 取 引	—	—
	株 式 関 連 取 引	—	—
	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
	その他のコモディティ関連取引	—	—
ク	レジット・デリバティブ	—	—
合	計	1	13

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第4条第3項第7号)

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

該当ありません。

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

該当ありません。

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ありません。

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて

該当ありません。

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

ロ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成20年度	平成21年度
住	宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自	動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク	レジットカード与信	—	—
リ	ー ス 債 権	—	—
ク	レジットリンク債	1,241	1,109
合	計	1,241	1,109

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	411	8	130	2
100%	830	33	979	39
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除計	1,241	41	1,109	41

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
 該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
 該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額  
 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	9,932	—	9,352	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	2,585	—	2,017	—
合 計	12,517	12,517	11,370	11,370

(注) ファンドの中で運用されている株式等エクスポージャーは含まれておりません。

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	
	平成20年度	平成21年度
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合 計	—	—

ロ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
売却損益額	△617	357
償却額	1,598	563

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成20年度は1,138百万円、平成21年度は2,295百万円であります。

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行に対して僅少であるため算出しておりません。